

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A」が発出される（厚生労働省）
..... 1
- ◆ 保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（厚生労働省・内閣府） 3

◆ 「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A」が発出される（厚生労働省）

社会福祉法人に対する指導監査については、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日、雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号）の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」に基づいて実施されます（社会福祉法人指導監査実施要綱については、本ニュースNo.17-08にて既報）。

これに関連して、平成29年7月11日、「社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A」が発出されています。詳細は、資料1をご参照ください。

社会福祉法人に対する指導監査に関する Q&A【抜粋】

<指導監査実施要綱>

問3 「実施要綱」の2の（2）において、年度当初に一般監査の実施時期等を内容とした実施計画を策定することとされているが、一方で「会計監査及び専門家による支援等について」（課長通知）の2の（1）において、一般監査の実施の周期決定について、毎年度法人から提出される計算書類等を確認した上で決定することとされている。

この場合、毎年度法人から書類が提出されるのを待つと実施計画は毎年度7月以降にしか策定できないこととなるが、どのように解釈すればよいか。年度当初に対象法人を決定し実施計画を策定した上で、7月以降にそれを見直すことは可能か。

（答） 実施計画については、年度当初に作成するが、会計監査報告等の提出を法人から受け、一般監査の実施の周期の延長等の判断を行った場合には、この実施計画を変更して監査周期の変更を行うことが可能である。このため、所轄庁においては、毎年度法人から提出される計算書類等を確認し、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されているかを判断した上で、周期の延長等に関し検討されたい。

問4 「実施要綱」の3の（1）のアに記載する「特に大きな問題が認められないこと」の具

体的な判断基準如何。

(答) 法人運営については、その理念・形態、事業規模等が様々であり、その適切性について一律の基準を定めることは困難である。そのため、特に大きな問題が認められないことについては、個々の法人のこれまでの運営状況や所轄庁による指導監査の結果等も踏まえつつ、時々々の状況に即して、各所轄庁において判断されることが適当である。

問 12 「実施要綱」の7の(3)で「法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行う」とあるが、ここでいう「指導」とは、文書指摘、口頭指摘、助言のいずれを想定しているのか。また、「必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応する」とあるが、これはどのような場合を想定しているのか。

(答) 確認を促す等の対応にあたっては、特定の指導(文書指摘、口頭指摘、助言)を前提としているものではなく、法人の認識や対応状況等に応じて、法人自ら確認することを促す、あるいは所轄庁が直接管轄機関に情報提供するなど、所轄庁において適宜対応していただきたい。

<指導監査ガイドライン>

問 16 指導監査の実施にあたり、1回の指導監査において、ガイドラインに定める全ての監査事項、チェックポイントの確認を行うのか。

(答) ガイドラインに定める監査事項、チェックポイントの確認については、所轄庁が前回の監査結果や法人からの提出書類の確認等により適正に行われていると判断するものについては、省略して差し支えない。

問 18 評議員の評議員会への出席又は理事及び監事の理事会への出席については、「欠席が継続しており、名目的、慣例的に選任されていると考えられる評議員、理事及び監事がいる場合」は文書指摘を行うこととなっており、その判断の基準について、着眼点(評議員:ガイドラインIの3の(1)の2、理事:ガイドラインIの4の(3)の1、監事:Iの5の(2)の2の該当部分)で「原則として」とあるが、この「原則として」の取扱如何。

(答) ご指摘の「原則として」については、評議員、理事及び監事はその職責を果たす観点から評議員会又は理事会への出席が求められていることを踏まえ、以下の例のような法人側に責任のないやむを得ない理由がある場合に、欠席理由について、法人の説明を十分に聞いた上で、欠席回数のみをもって文書指摘が行われないこともあり得ることを留意されたい。

- (やむを得ない理由の例) ・自然災害 ・本人の病気・けが
- ・その他、法人の責めに帰さないやむを得ない理由があると、所轄庁が認めた場合

問 21 評議員や役員の履歴書、就任承諾書や議事録署名人等の押印は、実印でなければならないのか。【着眼点(評議員:ガイドラインIの3の(1)の2、理事:ガイドラインIの4の(3)の1、監事:Iの5の(2)の2の該当部分)】

(答) 法人の登記に当たって、実印を押印した書類や印鑑登録証明書を申請書類として求められた場合には、登記を行うためにこれらの書類が必要となるが、法人運営の観点からは、評議員や役員の履歴書や就任承諾書の押印は、必ずしも実印による必要はなく、法人監査においてもこれらの押印に使用された印鑑が実印であるかの確認は行わない(そのため、印鑑登録証明書の確認も不要である。)

◆保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（厚生労働省・内閣府）

平成29年6月16日、厚生労働省は「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」を各都道府県・指定都市・中核市宛てに通知しました。また、内閣府からも、幼保連携型認定こども園における事故防止について、同様の通知が発出されています。

通知では、下記枠内の記載事項をはじめ、特に留意の求められる安全管理及び事故防止の徹底について示されています。

- 1 プール活動・水遊びを行う場合は、適切な監視・指導體制の確保と緊急時への備えとして次のことを行うよう保育所等に対して周知徹底を図られたい。また、既にこれらの取組を行っている保育所等に対しては、再度、周知徹底を図られたい。
 - (1) プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
 - (2) 事故を未然に防止するため、プール活動に関わる保育士等に対して、児童のプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

なお、ガイドラインでは「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」として、以下の点を示している。

 - ① 監視者は監視に専念する。
 - ② 監視エリア全域をくまなく監視する。
 - ③ 動かない子どもや不自然な動きをしている子どもを見つける。
 - ④ 規則的に視線を動かしながら監視する。
 - ⑤ 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
 - ⑥ 時間的余裕をもってプール活動を行う。等
 - (3) 保育士等に対して、心肺蘇生を始めとした応急手当等について教育の場を設ける。また、一刻を争う状況にも対処できるように119番通報を含め緊急事態への対応を整理し共有しておくとともに、緊急時にそれらの知識や技術を実践することができるように日常において訓練を行うこと。
- 2 保育所等への啓発を通じて、プール活動・水遊びを行う場合に、児童の安全を最優先するという認識を管理者・職員が日頃から共有するなど、保育所等における自発的な安全への取組を促すこと。

詳細は、資料2の「(別添1)水泳等の事故防止について(通知)」もご参照ください。

○厚生労働省ホームページ

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係
「6) 安心・安全な保育のために」

「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について(通知)」

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000125859.pdf>